



指定訪問看護／指定介護予防訪問看護／医療保険 重要事項説明書

利用者： _____ 様

YUIMARU LIFE 訪問看護ステーション

〒132-0013 東京都江戸川区松江 3-19-4 稲岡ハイム 202

TEL 03-5879-6728

FAX 03-5879-5988

重要事項説明書

訪問看護の提供にあたり、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」に基づいて、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 当事業所の概要

(1) 訪問看護、介護予防訪問看護及び医療保険でのサービスを提供する事業者について

事業者名称	YUIMARU LIFE 株式会社
代表者氏名	代表取締役 岸本 大司
本社所在地	東京都江戸川区松江 2-4-2

(2) 訪問看護サービス提供事業所の所在地等

事業所名称	YUIMARU LIFE 訪問看護ステーション
所在地	東京都江戸川区松江 3-19-4 稲岡ハイム 202
電話番号	03-5879-6728
介護保険指定事業所番号	1362391102
医療保険ステーションコード	7498140
提供可能サービス	指定訪問看護／指定介護予防訪問看護／医療保険
管理者	山口 淳子
連絡先	03-5879-6728
相談担当者名	看護：山口 淳子 リハビリ：岸本 大司
サービスを提供する地域	江戸川区

(3) 当事業所の職員体制（令和 8 年 8 月 1 日現在）

管理者（看護師）	1 名（常勤 1 名）
看護師	3 名（常勤名）
理学療法士	1 名（常勤名）
作業療法士	0 名（常勤名、非常勤名）
言語聴覚士	0 名（常勤名）
事務	0 名（常勤名）

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8:45 から 17:45
休業日	土日曜日、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日

2. 事業所の運営方針

- ・ステーションは訪問看護を提供することにより、ご利用者様の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- ・ステーションは事業の運営にあたり、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう職員を配置し在宅生活支援に努めます。
- ・ステーションは事業の運営にあたり、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスと利用料

【指定訪問看護、指定介護予防訪問看護（介護保険）】

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスは居宅サービス計画、予防居宅サービス計画に沿って作成される「訪問看護計画」に基づいて提供します。

なお、サービスの提供にあたっては、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮するとともに、行政をはじめ関係機関、事業所との連携に努めます。

【医療保険での訪問看護サービス】

医療保険での訪問看護サービスは、利用者やその家族の希望、利用者の心身の状態や能力に応じ作成される「訪問看護計画」に基づいて提供します。

なお、サービスの提供にあたっては、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮するとともに、行政をはじめ関係機関、事業所との連携に努めます。

(1) 提供するサービスの内容について

訪問看護、介護予防訪問看護及び医療保険での訪問看護サービス	1. ①健康状態の観察（血圧、体温、呼吸、脈拍） ②清潔についての支援、指導（清拭、洗髪、入浴介助） ③食事についての支援、指導 ④排泄についての支援、指導 ⑤褥瘡の処置、予防 ⑥リハビリテーション ⑦ターミナルケア、緩和ケア ⑧認知症患者の看護 ⑨本人や家族への療養相談、介護指導 ⑩服薬指導 ⑪人工呼吸器や在宅酸素の管理、指導 ⑫医療器具等の管理 ⑬その他必要な療養上の世話 2. ①訪問看護計画書の作成及び交付、利用者又はその家族への説明 ②訪問看護計画書に基づく訪問看護サービス ③訪問看護報告書の作成 3. ①事業所職員による禁止事項(利用者の通帳・クレジットカード類は預からない。利用者宅での飲酒は行わない。利用者に対し宗教活動は行わない。利用者に対し政治活動は行わない。)
-------------------------------	---

(2) 利用料

【指定訪問看護、指定介護予防訪問看護（介護保険）】

利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費に基づく金額です。利用者は利用料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用（食材料費・おむつ代・衛生材料費等）を支払うものとします。

【医療保険での訪問看護サービス】

利用料は医療保険各法の法定利用料に基づく金額です。利用者は利用料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用（食材料費・おむつ代・衛生材料費等）を支払うものとします。

(3) 利用料、その他の費用の支払い

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

自動口座引き落とし	ご指定の金融機関の口座から月 1 回引き落とします。（銀行及び郵便局）
現金払い	サービス提供時に月 1 回定められた日にお支払い願います。

お支払いは、預金口座振替（利用者の取引金融機関からの自動引き落とし）のご利用をお勧めします。口座振替の場合、利用月の翌月に引き落としさせていただきます。現金によるお支払いの場合は請求日から 20 日以内にお支払いください。お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しします。再発行はできませんので、必ず保管をお願いします。また正当な理由なしに支払い期日より 2 ヶ月を遅延した場合、契約解除対応とします。

(4) キャンセル料

利用者がサービスの利用をキャンセルする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。サービス実施日の前日までにご連絡のない無断のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになります。

※ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要
当日のご連絡で容態の急変等でやむを得ない場合	不要
訪問までにご連絡がない場合	5,000 円

4. 主治医による訪問看護指示書について

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを受けるにあたっては、主治医による訪問看護指示書が必要となります。訪問看護指示書については、以下の点についてご了承願います。

- ①主治医による訪問看護指示書の発行に際しては手数料が発生し、利用者にご負担して頂く必要があります。
- ②主治医による訪問看護指示書には指示期間（最長 6 か月）があり、その期間は主治医により決められ、更新の都度手数料が発生します。

※以上の内容に関しましては、医療機関により違いのある場合がありますので、ご不明なところ等がございましたら、各医療機関又は当事業所へお問い合わせ下さい。

5. 秘密の保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。また、利用者の個人情報、家族情報はあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で用いません。書類についても注意をもって管理し、従業員への個人情報保護に関する教育を徹底します。

6. 事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行うサービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害賠償を速やかに行います。

7. 緊急時の対応方法及び連絡先

事業者は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、主治医、救急隊、家族、その他緊急連絡先及び居宅介護支援事業所等に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等に必要な措置を講じます。
別紙に緊急時連絡先をご記載いただきます。

8. 自然災害時の対応方法

台風や地震等の自然災害の中、移動することが危険と判断された場合、訪問をお休み又は、振替えさせていただくことがあります。

9. サービス提供に関わる苦情・要望・相談などの窓口

窓 口	担当者氏名及び連絡先
YUIMARU LIFE 訪問看護ステーション	岸本 大司 〒132-0025 東京都江戸川区松江 3-19-4 稲岡ハイム 202 電話 03-5879-6728 FAX 03-5879-5988 受付時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 45 分 (日・祝を除く)
江戸川区役所	介護保険課相談窓口 〒134-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1 電話 03-5662-0309 受付時間 午前 8 時半から午後 5 時(月曜日～金曜日)
東京都国民健康保険団体連合会	介護福祉部・介護相談指導課 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話 03-6238-0177 FAX 03-6238-0022 受付時間 午前 9 時から午後 5 時

10. 感染症またはその疑いがある方への訪問時の対応方法

感染症またはその疑いのあるご利用者への訪問については、他従業員や他ご利用者への感染の拡大を防ぐために、お休み又は、時間の変更をさせていただくことがあります。
また、個人防護具を装着してケアに入らせていただくこともございます。

11. 虐待の防止について

- 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

訪問看護/介護予防訪問看護事業所 別紙料金表（令和 8 年 8 月 1 日現在）

訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	314	3,579円	358円	716円	1,074円
	30分未満	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円
	30分以上1時間未満	823	9,382円	939円	1,877円	2,815円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	294	3,351円	336円	671円	1,006円
病院又は診療所の場合	20分未満	266	000円	00円	00円	00円
	30分未満	399	000円	00円	00円	00円
	30分以上1時間未満	574	000円	00円	00円	00円
	1時間以上1時間30分未満	844	000円	00円	00円	00円
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	月額包括報酬	2,961	0円	0円	0円	0円

注 高齢者虐待防止措置未実施減算

注 業務継続計画未策定減算

注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合

注 理学療法士等による訪問が看護職員の訪問を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合 1回につき-8単位

上記単位数の1%減

上記単位数の1%減

上記単位数の10%減

注 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

注 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の25%増

上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,895円	290円	579円	869円
	30分以上 1回につき	+402	4,582円	459円	917円	1,375円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	2,291円	230円	459円	688円
	30分以上 1回につき	+317	3,613円	362円	723円	1,084円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,420円	342円	684円	1,026円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ステーションの場合 1月につき 医療機関の場合 1月につき	+0 +0	0円	0円	0円	0円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	ステーションの場合 1月につき	+574	6,543円	655円	1,309円	1,963円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,850円	285円	570円	855円
専門管理加算	1月につき	+0	0円	0円	0円	0円
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
遠隔死亡診断補助加算	1回につき	+0	0円	0円	0円	0円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	2,850円	285円	570円	855円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	+0	0円	0円	0円	0円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	+0	0円	0円	0円	0円
口腔連携強化加算	1回につき(1月に1回を限度)	+0	0円	0円	0円	0円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	ステーション及び医療機関の場合 1回につき	+0	0円	0円	0円	0円
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 1月につき	+0	0円	0円	0円	0円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	ステーション及び医療機関の場合 1回につき	+0	0円	0円	0円	0円
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 1月につき	+0	0円	0円	0円	0円

介護予防訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定介護予防訪問看護ステーションの場合	20分未満	303	3,454円	346円	691円	1,037円
	30分未満	451	5,141円	515円	1,029円	1,543円
	30分以上1時間未満	794	9,051円	906円	1,811円	2,716円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	3,237円	324円	648円	972円
病院又は診療所の場合	20分未満	256	000円	00円	00円	00円
	30分未満	382	000円	00円	00円	00円
	30分以上1時間未満	553	000円	00円	00円	00円
	1時間以上1時間30分未満	814	000円	00円	00円	00円

- 注 高齢者虐待防止措置未実施減算

注 業務継続計画未策定減算

注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合

注 理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合
- 上記単位数の1%減

上記単位数の1%減

上記単位数の50%減

1回につき-8単位
- 注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合

注 深夜(22:00~6:00)の場合
- 上記単位数の25%増

上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,895円	290円	579円	869円
	30分以上 1回につき	+402	4,582円	459円	917円	1,375円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	2,291円	230円	459円	688円
	30分以上 2回につき	+317	3,613円	362円	723円	1,084円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,420円	342円	684円	1,026円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ステーションの場合 1月につき	+0	0円	0円	0円	0円
	医療機関の場合 1月につき	+0				
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	ステーションの場合 1月につき	+574	6,543円	655円	1,309円	1,963円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,850円	285円	570円	855円
専門管理加算	1月につき	+0	0円	0円	0円	0円
12月を超えて理学療法士等による訪問を行う場合	1回につき	-5	-57円	-6円	-12円	-18円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
看護体制強化加算	1月につき	+0	0円	0円	0円	0円
口腔連携強化加算	1回につき(1月に1回を限度)	+0	0円	0円	0円	0円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	+0	0円	0円	0円	0円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	+0	0円	0円	0円	0円

医療保険 訪問看護利用料金（令和 8 年 8 月 1 日現在）

☆訪問看護基本利用料

訪問回数/負担割合		利用料 (10 割)	※基本 療養費 Ⅰ・Ⅱ	管理 療養費	訪問看 護物価 対応料 1	利用者負担額		
						1 割負担	2 割負担	3 割負担
月の初日	週 3 日まで	13,320 円	5,550 円	7,710 円	60 円	1,332 円	2,664 円	3,996 円
	週 4 日以降	14,320 円	6,550 円	7,710 円	60 円	1,432 円	2,864 円	4,296 円
2 日目以降	週 3 日まで	8,580 円	5,550 円	3,010 円	20 円	858 円	1,716 円	2,574 円
	週 4 日以降	9,580 円	6,550 円	3,010 円	20 円	958 円	1,916 円	2,874 円

※1 同一建物居住利用者 2 人以上に訪問した場合は基本療養費Ⅱ、3 人以上の場合は金額が異なります。

※2 医療保険に関しては、その日に行う看護やリハビリにより滞在時間が異なります。

☆下記について 1 ヶ月につき、次の料金をご請求いたします

	利用料 (10 割)	利用者負担額		
		1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
情報提供療養費	1,500 円	150 円	300 円	450 円
2 4 時間対応体制加算	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算（Ⅱ）	2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理加算（Ⅰ）	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	1,830 円	183 円	366 円	549 円
訪問看護医療情報連携加算	1,000 円	100 円	200 円	300 円

☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します

	利用料 (10 割)	利用者負担額		
		1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
退院支援指導加算 長時間	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急訪問看護加算 月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
緊急訪問看護加算 月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
早朝・夜間訪問加算（6-8・18-22）	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算（22-6）	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
乳幼児加算（6 歳未満）厚生労働大臣が定める者	1,800 円	180 円	360 円	540 円
乳幼児加算（6 歳未満）上記以外の場合	1,400 円	140 円	280 円	420 円
複数名訪問看護加算	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
複数名訪問看護加算（看護補助者）	3,000 円	300 円	600 円	900 円
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

※①：正看護師、正看護師の組合せでサービス提供を行った場合。（週 1 回まで可）

※②：正看護師、准看護師の組合せでサービス提供を行った場合。（週 1 回まで可）

※③：正看護師、事務員・ヘルパー等の組合せでサービス提供を行った場合。（週 3 回まで可）

※ 日曜日・祝日 3000 円、12/30～1/3 は 5000 円の自己負担額を加算させていただきます（緊急時以外）

※ 料金の改定に伴い、その都度料金の説明と同意を取らせていただきます。

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

医療保険における訪問看護または、介護保険における訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都江戸川区松江 2-4-2

名称 YUIMARU LIFE 株式会社

代表者名 代表取締役 岸本 大司

事業所 名称 YUIMARU LIFE 訪問看護ステーション

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から医療保険における訪問看護または、介護保険における訪問看護・介護予防訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

利用者 住所

氏名

家族代表者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

